

個人情報保護の為の検索結果に対する削除権

——Das Recht des Löschens gegen die Suchergebnisliste mit der Suchmaschine für
den Schutz der personenbezogenen Daten——

水 野 正

- 一 はじめに
- 二 欧州連合司法裁判所先行判決
 - 1 事実概要
 - 2 先行判決要旨
 - 3 考察
- 三 我が国の裁判事例
 - 1 裁判事例
 - 2 考察

- 四 検索エンジン事業者の責任
- 五 削除権の法的構成
- 六 削除権を確立するための今後の方策

一 はじめに

インターネットの急速な発展は、情報伝達に大変革をもたらした。かつては、一個人が大量の人々に対し同時に情報を発信することは不可能であり、人々の声はマスコミにより代弁されていた。憲法が言論・出版の自由の権利を保障し、メディアに携わる者は少なからずともプライドを持ち、情報発信と発信情報に責任を負っていた。ところが、インターネットと技術の発達により、安価で高速、高品質、高機能の通信インフラを手に入れた情報の受け手であった個々人が、掲示板、ホームページ、ブログ、ツイッター、SNSを利用した情報発信源の地位を手に入れた。これまでの現実世界では権利と義務と生身が存在するが、バーチャルの世界では、生身の存在を気にすることなく意識だけで存在できる世界を手に入れたのである。そのような世界に、自らが発信する情報には責任を負わなければならないという訓練を受けていない者が解き放たれたのであるから、低価値な情報が氾濫することになってしまった。そして情報に対する無責任（例えば、匿名）さが生まれ、「ネットデマ」を許す風潮すら浸透していったのである。^①

ヤフーの「検索結果とプライバシーに関する有識者会議報告書」^②によれば、「一般的なニュースや情報源別の信頼度の調査において、伝統的なメディアを凌いで、インターネット検索サービスが最も信頼度が高い」とする調査結果

が報告されている。しかし、この調査結果はにわかに信じがたい。新聞を購読せず、テレビ・ラジオを持たず、スマートフォンしか持っていない者がどこから情報を入手すると言うのであろうか。Wikipediaの信頼性が話題になって久しいが、SNSやキュレーションサービスに集められた元の発信源が保証されているとは限らない情報の信頼度が高いといえるのであろうか。例えば、少年によるある殺人事件が起きた時、事件を伝える報道がなされるやいなや、ツイッターのタイムライン上に容疑者の実名として同じ名前が間を置かず何度も表示されるようになったというのは、内容が検証されないままコピーされ拡散していったからであろう。⁽³⁾ また、インターネット上で発生したある名誉毀損事件では、行為者達はネット上の情報を鵜呑みにして、無関係である被害者を、ある殺人事件の犯人と決めつけ名誉毀損を繰り返していたというのである。⁽⁴⁾

情報がコンピュータに繋がる記憶集積装置に保存されると、その情報を完全に削除・消去しない限りいつまでも保存され、保存されたいかなる情報もいつでも再生することが可能となる。検索エンジンは、このように保存された前述のような玉石混淆の情報の中から検索キーワードに基づく検索結果リストを表示するのであり、そのリストに存在する人格権を侵害する、あるいは個人情報情報を暴露する低価値情報を拡散することになる。このような拡散を、「拡散しにくくする」ために、いわゆる「忘れられる権利」による検索結果リストからのリンクの削除が求められるようになったのである。

そこで、本稿では、欧州連合司法裁判所の先行判決の論理構成を確認し、我が国の裁判事例と比較し、検索エンジン事業の事業内容を通しその責任を確認し、自己情報のコントロールに基づくデータ主体による検索結果リストからの削除を要求する権利について検討することにした。

二 欧州連合司法裁判所先行判決⁽⁵⁾

1 事実概要

二〇一四年五月いわゆる「忘れられる権利」を認めた司法判断として、欧州連合司法裁判所（以下、欧州裁判所）の「先行判決」⁽⁶⁾がマスコミで報じられた。事件の概要は以下のようなものであった。

スペイン人のゴンザレス（Mario Costeja González）氏が、スペインの日刊紙「ラ・バングアルディア（La Vanguardia）」とグーグル本社（アメリカ、カリフォルニア州）、グーグルスペインを相手取り、二〇一〇年二月五日に、スペインデータ保護機関（Agencia Española de Protección de Datos: AEPD）に以下のような異議を申し立てた。

申し立てによると、ゴンザレス氏は社会保険料を滞納し不動産を差し押さえられていた。一九九八年一月一九日と同年三月九日付けの「ラ・バングアルディア」の紙面にその不動産の差押・競売手続きを公示する記事が掲載された。その後、社会保険料債務は弁済され、同氏に関する差押・競売手続きは解決済みとなったが、一〇年前の公示記事であるにもかかわらず、グーグルの検索エンジンで利用者が同氏の氏名で検索すると、検索結果リストにこの新聞社の公示記事が表示されてしまう状態であった。そこで、ゴンザレス氏は、①新聞社に対し、ゴンザレス氏に関する不動産差押競売手続きの公示に関する同日付の電子版記事の削除または修正をすること、②グーグル本社、グーグルスペインに対し、同氏に関する個人データを削除しまたは隠すことで、そのデータが検索結果に含まれず、同新聞の公示に関する記事が検索結果リストに表示されないようにすることを求めたのであった。

二〇一〇年七月三〇日に、AEDPは、①に関しては、新聞紙上への差押・競売に関する公示の掲載は、多くの入

札者を確保するために競売事実を周知する目的で、労働厚生省の命令に基づき行われたものであるから適法であり、削除修正を要求することはできないとし、ゴンザレス氏の請求を避けた。②に関しては、「検索エンジンの事業者はデータ保護法律に服するとして、データ検出及び普及がデータ保護基本権及び広義における人間の尊厳を損ないうる」と考える場合、A E P Dが検索エンジン事業者に対しデータの削除及びデータへのアクセスの禁止を要請する権限を有する⁽⁷⁾として、グーグル本社、グーグルスペインに対して、検索結果からの問題となっている公示に関する新聞へのリンクの表示の削除を命令した。

グーグル本社とグーグルスペインは、A E D Pの決定を不服として、ゴンザレス氏とA E D Pを相手取ってこの決定の取り消しをスペイン全国管区裁判所 (Audiencia Nacional de Espana) に提訴した。同裁判所は、二〇一二年二月二七日の決定により、「データ保護指令」⁽⁸⁾の解釈について、欧州裁判所に先行判決を求めた。

2 先行判決要旨

本件の争点は、(1)検索エンジン事業者は「データ保護指令」の適用を受ける「管理者」か、(2)グーグルスペイン社はグーグル本社の「事業所」であり、「データ保護指令」の地理的適用範囲を満たすか、(3)データの削除権および異議申立権に基づく検索エンジン事業者の責任の範囲、(4)データ主体の権利の範囲であった。

争点(1) 本件で問題となつてゐる作業は、検索エンジンによつて発見、索引化、記録され、利用者に提供されるデータ、同様に特定のあるいは特定化されうる自然人の情報に、データ保護指令二条 a (個人データ) の意味での「個人に関するデータ」が存在する事は明白である。

自動的に、連続的に系統的にインターネットに開示された情報を余すことなく調べるという方法で、検索エンジン事業者は、後にインデックス化するプログラムで、分類し、記録し、体系化し、自らのサーバ上に保管し、あるいは検索結果の形で利用者に移転し、供給する為の、個人に関するデータを収集する。この作業はデータ保護指令二条b（個人データの処理）に例示的に規定されており、その結果として、検索エンジン事業者が、他の種類の情報の場合に同様の作業を実行するか否か、そして検索エンジン事業者が、この情報と個人に関する情報について区別するかどうかを問題とすることなく、作業は、この規定の意味における「処理」に分類される。

検索エンジンとして行われる個人に関するデータの処理は、源のデータをウェブサイトにアップするウェブサイト制作者により行われる処理と区別され、追加的に行われる。

検索エンジンは、検索エンジンを利用しなければデータ主体の情報が公開されているウェブページを発見できなかったネット利用者に、データ主体の氏名をキーワードにして検索することで、情報入手を可能にする。この機能は個人に関するデータの世界的な拡散に決定的な役割を果たす。

さらに、検索エンジン利用者に情報へのアクセスを容易にする目的で行われた検索エンジンによるインターネットに公開された情報の集積は、自然人の氏名をキーワードに実行された検索結果リストによる概観を手がかりに、検索エンジンの利用者が、多かれ少なかれその自然人の詳細なプロフィールを作成できるデータ主体についてインターネットで発見できる情報に関する構造的概観を手に入れることができる。

ウェブサイトの製作者の作業に追加的にはあるが、検索エンジンの作業により、私生活の尊重と個人に関するデータの保護の尊重は、著しく侵害されうる。この作業の目的と手段を決定する者として、検索エンジン事業者は、

それに起因して資格と能力のある管理者（データ保護指令二条d^⑨）の範囲で、当該個人の、とりわけ私生活の尊重の権利と個人に関するデータの保護の尊重の効果的、包括的保護が実際に実現され得るようにするという作業がデータ保護指令の要求と一致するように配慮しなければならない。

争点(2) 検索の具体的作業をする為のデータを蓄積したサーバ・コンピュータがEU域外に存在したとしても、グーグルの支社あるいは姉妹会社が設立されているEU域内の国において、グーグルの営業活動、例えば検索結果画面にいわゆるバーナ広告の掲載による収益の為の営業活動を行っている限り、検索結果の表示と営業を分離して解釈することはできず、データ保護指令の四条一項a（国内法の適用）に該当し、支社あるいは姉妹会社が存在するEU域内の国の「情報保護法」の適用を受けると解せられることになるのである。

争点(3) データ保護指令によれば、EU加盟国は、とりわけデータが不完全、あるいは不正確である場合、データ保護指令の規定に合致していないデータの処理は、処理の為の管理者による修正、削除あるいは遮断を得る権利を、データ主体に保障する。データ保護指令六条一項d（データの質 正確であること）に規定する要件の不履行に関する上述の説明は、例示的であり限定的要件ではないので、ある処理が、データ保護指令の規定と合致しないので、データ保護指令に従った個人に関するデータの処理が許されるための他の要件が充足されないという理由で、データ主体にデータ保護指令一二条b（アクセス権）データの修正、ブロック）に保障される権利が生ずる。

歴史的、統計学的あるいは学術的目的用の個人に関するデータの処理の為に、加盟国が定める事ができる特別な規定を条件として、データ保護指令の規定に従い処理の為の管理者は、個人的データが(i)「信義則により適法な方法で処理されること」、(ii)「規定された明示的な適法な目的のため収集され、そして、定まった目的に反する方法でさら

に処理されないこと」、(iii)「目的に合致し、目的の為に収集され、そして／あるいは、さらに処理され、目的にとつて十分であり、超過しないこと」(iv)「本質的に正しく、必要であれば最新の状態であること」(v)「収集され、あるいはさらに処理される為の目的の実現の為に必要であることよりも長くは、データ主体の同意確認を可能にする形式で保存されないこと」を確保しなければならない。処理の為の管理者は、上述の規定の要求を充足しないデータが削除または訂正されるために、あらゆる合理的な措置をとらなければならない。

事業者の潜在的困難さを理由として、検索エンジンの作業による私生活の尊重と個人に関するデータの保護に対する侵害は、検索エンジン事業者の経済的利益によってだけでは、データ処理について正当化されない。検索結果リストからリンクを削除することは、情報に依じて、情報に興味のあるインターネット利用者の潜在的アクセスの正当な利益に作用する、ということが重要なので、ここで問題となっている状況においては、特にこの利益と欧州連合基本権憲章七条と八条の⁽¹⁰⁾データ主体の基本権との間の相応な均衡が見いだされなければならない。データ主体のこの条文により保護される権利は一般的にインターネット利用者の利益よりも勝っているのであるが、しかし、均衡は、個別の事例において、当該情報の種類、データ主体の私生活の機微性と情報にアクセスする一般大衆の利益に左右される。

争点(4) データ保護指令六条一項 c) e (データの質 c…適切・妥当、d…正確、e…目的) に記述される要件から、本質的に適正なデータの当初の適法な処理は、目的の為に収集あるいは処理されたデータがもはや不要となったならば、時間の経過とともにもはや保護指令の条項と適合しなくなる。データが時の経過を考慮して目的に一致しない、目的の為に不要あるいはもはや十分でない、あるいは目的に対し過剰であるときが、そうしたケースである。

第三者により適法に公開されたインターネットサイトのリンクを含むことが、その者の氏名を手がかりとして実行

された検索に関して表示された検索結果リストの中で、現時点では保護指令六条一項c)と合致しないということが、データ保護指令一二条bに従ってデータ主体の申請に基づいて立証されるならば、当該情報と検索結果リストのリンクは削除されなければならない。

3 考察

(1) 「データ保護指令」の適用と検索エンジン事業者の「管理者」の該当性について

データ保護指令三条に規定されるデータ処理の適用範囲について、欧州裁判所と法務官との間では、検索エンジン事業者がEU加盟国内の居住者を対象にして検索エンジンサイトによる広告収入を得ていること、EU加盟国内に子会社を設置していること、EU加盟国のウェブドメインを使いサービスを提供していることからEU域内に管理者を設置したとみなし、「データ保護指令」とEU加盟国のデータ保護法の適用があるとする点で一致しているものと考えられていた。

欧州裁判所は、本件の場合、米国企業グーグルのスペインに支社は、バーナ広告領域の販売に従事しているが、検索エンジン利用者の個人情報扱っていない。しかし、事業者がEU加盟国内の市場要求に相応した検索エンジンの宣伝媒体の販売の為に、加盟国内の宣伝顧客をターゲットとして支店を経営するのであれば、検索エンジン事業者はデータ保護指令四条一項の意味において支社の機能の範囲で個人情報を処理するのであるから、EU加盟国内の所在地の（スペインの）データ保護法の適用を受けると判示したのである。

つまり、宣伝地域に関連する企業活動は、検索エンジンを経済的に利益の上がるものとするための手段を意味し、

検索エンジンは同時に、この企業活動を実行可能なものとする手段であると判断したのである。⁽¹²⁾

また、法務官は、「情報の位置を特定するための方法の提供は、コンテンツを制御することを意味しない。検索エンジン事業者は、自らインデックス化した（しかし自ら運営しているのではない）ウェブサイトがそもそも個人情報を含んでいるかどうかすら知らない。」⁽¹³⁾とした意見を表明していた。つまり、管理者ではあるが検索エンジンの作業が「個人のデータ処理」ではないので管理者としての責任は負わないことになるかと解していたのである。これに対し欧州裁判所は、源のサイトを区別することなく、「検索エンジン事業者は、検索エンジン事業者自身により行われた個人情報処理を含んだ源のサイトのインデックス化作業の手段と目的を決定するのだから、その結果として、検索エンジン事業者は、データ保護指令二条dの意味でこの処理の管理者とみなされる」と判示したのである。

この欧州裁判所の判断に対しては、ニュース配信事業者、まとめサイトの運営者、ウェブサイトから情報をダウンロードする個々のインターネット利用者也情報の処理の為の管理者と見なされる可能性があるとする批判がある。⁽¹⁴⁾

(2) 検索エンジン事業者の管理者としての責任

まず、検索エンジン事業は、インターネットにおいてデータの拡散に決定的な役割を果たし、ウェブサイトの検索結果の提供により、ウェブサイトの制作・管理者と比較し、加重的に私生活の尊重と個人データの保護の基本権に影響を与える。検索エンジン事業は、ジャーナリズムを目的とするものではないので、データ保護指令九条（免責）に該当しない事になる。よって、検索エンジン事業者には公益性はなく、経済的利益の存在しか認めていないと捉えることができる。検索エンジン事業者は、データ保護指令二条dに規定される「管理者」であるから、同指令を遵守する義務を負うことになる。よって、検索エンジン業者は、データが公正かつ適法に処理されることを遵守しなければ

ならない（同指令六条）。六条dは例示的列举であると解せられているから、データ主体に一二条bによるデータの修正、削除又は遮断の権利が保証されることになり、検索エンジン事業者は、データ主体の、検索エンジン事業者への修正、削除、遮断の要求に応じなければならないことになる。

(3) データ主体の権利

欧州裁判所の判示によれば、データ主体は、データ主体のデータの処理に関して、その処理が、とりわけ、そのデータが不完全あるいは不正確であるならば、指令に適合しないデータの修正、削除、遮断を管理者に要求できる。さらにデータ保護指令一四条（拒否権）により、データ処理に対して拒絶の異議を唱えることが認められるので補強されることになる。

この点について法務官は、「あるデータ主体が、有害なあるいは自己の利益に反すると思う個人データの拡散を遮断するあるいは妨げる権限を付与されているという意味での普遍的な「忘れられる権利」を指令は認めていない⁽¹⁵⁾」という意見を示していた。この点に関連しては、欧州裁判所は、本件問題は、データ主体に関する情報が現時点でもはや検索結果に表示されず、もはや彼の名前と関連づけられないという権利をデータ主体が有するか否かに左右されるということであると解釈し、判示したと思われる。

データ主体と検索エンジン事業者の利益に関しては、個人の氏名をキーワードとして検索が行われた場合、私的生活の尊重と個人データの保護の基本権に大きな影響を与えうる。このような基本権への侵害は検索エンジン事業者の経済的利益からは正当化されない。検索結果からのリンクの削除は、インターネット利用者の潜在的アクセス権を制限することになり得る。しかし、データ主体は、欧州連合基本権憲章七条、八条に基づいて検索結果からの源のデー

タの利用を不可能にすることを要請できるので、その権利は、原則的には検索エンジン事業者の利益、データ主体の氏名をキーワードとして検索結果を得るという公衆の利益よりも優越することになるとした。

結局、本先行判決は以下の点を示したものと解せられる。

(i) 検索エンジンの機能ではなく、経済的利益という点から本支店の一体性を認定し、支店の所在地の法の適用を認めたこと。

(ii) 経済活動から出発し、検索エンジンの活動を個人情報処理と認め、事業主を「管理者」とみなしたこと。

(iii) 検索エンジン事業は経済活動を実行可能にするための手段にすぎないとしたこと。

(iv) 氏名をキーワードとした場合の検索結果リストに対してのみ、データ主体の権利行使を認め、他のキーワードによる検索可能性を残したこと。

(v) 検索結果リストからの削除を請求する場合、データ主体に損害が発生している必要はない。源のサイトが同時にあるいは既に削除されている必要もない。

(vi) データ主体の権利（人格権）と検索エンジン事業者の権利（営業の自由）の衝突と捉えていること。

(vii) データが、処理の目的に適合しない、目的の為に十分でない、過剰である、最新の状態でない、必要以上に長く保管されている場合は、削除が可能となる。

三 我が国の裁判事例

1 裁判事例

検索エンジン事業者に、検索結果の削除の仮処分を命じた司法判断としては、次のような事例がある。

(1) 東京地裁決定（平成二六年一〇月九日）¹⁶（事件二）

概要…インターネット検索最大手「グーグル」で自分の名前を検索すると、犯罪に関わっているかのような検索結果が出てくるのはプライバシー侵害であるとして、日本人男性がグーグルの米国本社に検索結果の削除を求めて仮処分申請を行った。

判決内容…グーグルの、検索結果は事業者の意思による結果ではない、検索エンジンはインターネットを利用する上で重要な役割を果たしているのだから、削除義務は原則として認めないとする主張に対して、裁判所は、「検索結果リストのタイトル及びスニペットそれ自体から債権者の人格権を侵害していることは明らかである一方、このように投稿記事の個々のタイトル及びスニペットの記載自体を根拠として投稿記事について債務者に削除義務を課したとしても債務者に不当な不利益となるとはいえないし（債務者は、本件サイトによる検索結果から債務者が違法と判断した記事を削除する制度を備えていることが認められる。）、また、他者の人格権を害していることが明白な記載を含むウェブサイトを検索できることが本件サイトを利用する者の正当な利益ともいい難い。よって、債務者の上記主張は採用できない」。「また、債務者は、本件サイトの検索結果のリンク先のウェブサイトの管理者に削除を求めれば権利救済として足りるから、債務者に検索結果についての削除義務は原則として認められない旨主張するが、本件投稿記事目

録中、主文第一項に列挙したものは、投稿記事の個々のタイトル及びスニペットそれ自体から債権者の人格権を侵害していることが認められるのであるから、本件サイトを管理する債務者に削除義務が発生するのは当然であり、債務者の上記主張は、これに反する限りにおいて採用できない。」と判断し、男性の訴えを認め、男性が求めた二三七件のうち、著しい損害を与えるおそれがある約半数の一二二件について、検索結果それぞれのタイトルとその下に表示されるスニペットの削除の仮処分を命じた。

同じく、この男性がヤフーに削除を求めた仮処分申立（事件二）に対して、平成二十七年一月一日東京地裁は、人格権を侵害していることが客観的に認められる検索結果について、サイト管理者に削除義務が発生するのは当然であるとした上で、申立があつた四七件のうち一一件について、プライバシー権を侵害していることは明白であるとして、削除の仮処分を命じた。

(2) さいたま地裁決定（平成二十七年六月二五日）¹⁸

三年前の犯罪報道につき、検索結果の削除の仮処分を申し立てたものである。「検索エンジンのシステム上、検索結果により侵害される可能性のある個人の利益保護を配慮するのは当然である。更生を妨げられない利益について受忍限度を超える権利侵害があると判断される場合に、検索結果の削除請求が認められる」として削除の仮処分を命じた。

グーグルは起訴命令を申し立てた。

(3) 札幌地裁決定（平成二十七年二月七日）

債権者の一二年前の犯罪経歴をネット上で明らかにする利益が、これを公表されない法的利益を上回っているとはいえないとして削除の仮処分を命じた。

2 考察

我が国には、個人情報の保護を明文化した欧州連合基本権憲章八条のような規定はないし、「データ保護指令」に基づく個人情報保護法もない。我が国の個人情報保護法は、「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう（個人情報保護法二条三項）¹⁹）であり、単純に個人情報を扱う者ではない。それゆえ、検索エンジンにより表示される検索結果の元になるデータが、データベースといえない限り、検索エンジン事業者は個人情報取扱事業者ではなく、個人情報保護法の義務を負わないことになるのである。ここにEU法制との大きな違いがある。それ故、検索結果として表示された内容により、人格権（日本国憲法二三条）としてのプライバシー権、名誉権の侵害が生じたとして、回復の為に民法上の妨害排除請求（削除請求）と損害賠償請求を行うことになるのである。インターネット上の情報の削除を請求する方法として、被害者の迅速な権利保護に有効であるとの理由から、削除請求訴訟ではなく削除仮処分によるのが一般的手法であるとされる²⁰）。

我が国の裁判事例として挙げたものはいずれも仮処分の申立である。仮処分命令は制裁金で担保されることにより実行が確保される。EUの場合、検索結果からのリンクの削除は、各国法に基づいて具体化されるのであり、例えば、フランスの情報処理及び自由に関する全国委員会（Commission nationale de l'Informatique et des Libertés : CNIL）は、二〇一五年六月一二日に、グーグルに対し検索結果からの削除を欧州だけでなくすべてのドメインにおいて削除するよう正式指示を行ったが、一五日以内にグーグルがこれに従わない場合一五万ユーロの制裁金が科される可能性があった。このように我が国の仮処分決定命令は検索結果からのリンクの削除という点で欧州裁判所の先行判決と同じ効果をもたらすように思われる。

しかし、事件一において、裁判所は「投稿記事の個々のタイトル及びスニペットそれ自体から債権者の人格権を侵害していることが認められるのであるから、本件サイトを管理する債務者に削除義務が発生するのは当然である」と判示している。これは、検索結果に表示された記述そのものだけから人格権侵害の有無を判断することを意味するものではないと思われる。事件一においては、債権者の主張に対しグーグルは十分な反証を挙げることができず、裁判所は、検索結果の記述に人格権侵害があれば「削除義務が発生するのは当然」であるとして、検索結果二三七件中、一二三件について削除を命じた。ところが、事件二においては、債務者ヤフーは、債権者が、一〇年前に複数の雑誌のインタビューに自ら答え、反社会的集団の幹部であったことを公表しているということを反証として挙げた。裁判所は、債権者は「プライバシー権で保護されている法的利益を放棄した」と判断し、四三件中一件についてののみ削除を命じているのである（事件一、事件二は、同じ裁判官による判断である）。つまり、事件二では、不法行為成立の為に「法的利益を放棄」したという評価基準を加え判断しているのであるから、この二事件仮処分決定が、単純に「サイトの管理者には削除義務がある」と判示したものは判断できないであろう。

さらに、この事件二の判示からすると、フランスで最初に「忘れられる権利」が認められたといわれる事例⁽²¹⁾のような、有名になりたいからという理由で自らインターネット上にアップした自身のヌード画像のコピー先ウェブサイトの検索結果リストからの削除は、我が国では、プライバシー権で保護されている法的利益を放棄したものととして、削除が認められないことになる。我が国のように、人格権に対する不法行為と捉えると、検索結果リストからの削除が認められる範囲が狭くなることになる。

なお、(2)、(3)の事件は、最高裁判所平成六年二月八日判決（いわゆる「逆転」事件判決）及び、最高裁判所平成一四

年九月二四日判決（いわゆる「石に泳ぐ魚」事件判決）の範疇の事案であると考えられる。

四 検索エンジン事業者の責任

1 欧州裁判所の先行判決は、グーグルに、論点となっていない「域内市場における情報社会サービスの法的側面、特に電子商取引の法的側面に関する欧州議会及び理事会指令2000/31/EC」⁽²²⁾ 一二条（キャッシング）、一四条（ホスティング）に規定されるプロバイダとしての責任を認めたものではない。本件事案が同指令一二条（利用者が提供する情報の通信ネットワーク上での伝送）に規定されるプロバイダの責任の問題であるとすれば、検索エンジン事業者は、「伝送の発信元の情報が削除され、若しくはその情報へのアクセスが停止され、又は、裁判所・行政庁からそのような削除・アクセス停止の命令が出た事実を実際に知ったときには、直ちに蓄積された情報の削除・アクセス停止をする」⁽²³⁾⁽²⁴⁾ 義務を負うにすぎないことになるから、検索結果に係るデータ主体からの直接の削除請求に応じる義務がないことになる。本先行判決は、「データ保護指令」の解釈・適用として、検索エンジン事業者をデータ保護指令二条dに規定される自然人の個人情報の管理者として認め、データ主体の情報管理権に基づく情報の削除を認めたものである。また、我が国のプロバイダ責任制限法二条一項の解釈として、検索エンジン事業者は、入力された検索キーワードに対して、結果を返すのであるから一対一の関係と捉えることも可能であり、プロバイダ責任制限法二条一項の「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信」に該当しないと解する余地がある。⁽²⁵⁾ そうであれば、検索エンジン事業者は、同法同条三項に規定される「特定電気通信役務提供者」にも該当しないことになる。それ故、欧州裁判所の先行判決や我が国のプロバイダ責任制限法から、単純に「サイトの管理者には削除義務がある」と結論づけること

はできないのであり、検索結果について削除請求に応ずる義務があるか否を明らかにする為に、検索エンジン事業について考察する必要があると考えられる。

2 検索エンジン事業者は、その事業に関して、検索結果は「自動的に機械的に」インターネットの情報を収集して表示しているだけであり、検索結果に関して公平、中立であり、検索サービスは国民の知る権利に資するもので、社会的有用性があり極めて重要な役割を果たしているのであるから、削除義務はないと主張する。しかし、このような主張に関しては、次のような点において疑念が生ずるのである。

(1) 広告・宣伝会社 グーグルの検索エンジン事業について、東京地裁平成二五年一月一六日判決⁽²⁶⁾は、「インターネットは、国民が、自らが必要とする情報を得るための不可欠な手段の一つとなっている。そして、インターネットを利用するにおいては、検索サービスの利用が不可欠であり、特に、本件△△検索サービスは、我が国において利用者の極めて多い検索サービスの一つであって、国民の知る権利にも資するものとして、我が国において重要な役割を果たしていることは裁判所に顕著な事実である」という。しかし、グーグルは検索エンジンばかりでなく、YouTube（動画）、Facebook（SNS）、AI研究などの多彩な事業を展開している。これらの事業は、同社のメイン・ビジネスではなく、メイン・ビジネスはオンライン広告の販売普及である。検索エンジンは、メイン・ビジネスの「補完財」なのである。グーグルにとって、「インターネット上で起こりうるすべてのことがメイン・ビジネスの補完財だ。オンラインで多くの時間を過ごし、多くのことを行えば、その分だけ人々は広告を目にし、自分に関する情報をさらけ出すことになる―そしてグーグル社にはもつと金が入る」。「Google社の理念とビジネス上の利害は、ある包括的なゴールにおいて合流する。そのゴールとは、いつそう多様なタイプの情報をデジタル化し、ウェブ上へと移

動させ、データベースに取り込み、同社による分類とランキングのアルゴリズムを通過させ、同社の呼び名で言うところの「断片（スニペット）」のかたちにし、できれば広告を付けたかたちでウェブ・サーファアに配分する」ことなのである。欧州裁判所が「例えば検索結果画面にいわゆるバーナ広告の掲載による収益の為の営業活動を行っている限り、検索結果の表示と営業を分離して解釈することはでき」ないと判示するのはまさに的を射ているのである。検索エンジンで、結果を表示し、クリックされたサイトが新たなビックデータの元となり、利益となるのである。

また、二〇〇八年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が整備されるまで、検索エンジン事業者は、検索結果表示に関してフィルタリングの十分な措置を講じてこなかったし、チャイルドポルノサイトのブロッキングが行われる前に、チャイルドポルノサイトを検索結果リストから削除する積極的、自主的な措置は講じてこなかった。

このように、検索エンジン事業者は、検索エンジンの公益性など二の次の営利企業なのである。

(2) 検索エンジンの非客観性 二〇一五年四月一六日の報道によれば、EUの行政を担う欧州委員会が、グーグルに対し、ネット検索サービスで約九割のシェアを握る支配的な地位を乱用し、通販などの自社サービスが有利になるよう検索結果を表示させ、同業他社を市場から締めだしたという疑いで、競争法違反の疑いがあるとする内容の異議告知書を送ったと発表した。⁽²⁸⁾ これは、グーグルが検索エンジンについて常に主張する、「検索サービスによって表示されるウェブ検索結果ページは、飽くまで機械的かつ自動的に表示されているものであつて、グーグルが検索結果ページに表示される各ウェブページにおける表現内容の真偽や是非を評価する等して介入する余地はない。検索サービスは、中立公正な立場で機械的かつ自動的にウェブ検索結果を提供するサービスにほかならず、特定の表現行為を

助長したり、逆に隠蔽したりするものではない⁽²⁹⁾」とすることと矛盾する。確かに検索エンジンがプログラムとして作業を行うときは機械的であっても、人間が作ったプログラムなのであるから恣意的にプログラムを機能させることができる。できて当たり前なのであり、検索結果が客観的であるというのは誤解である。

(3) 利己性 インターネットから過去の記事が削除されないことに関し、エリック・シュミット氏（グーグルの親会社、アルファベット社現会長）は、「青年期に蓄積した情報から脱する為に、名前を変えられる日が来るだろう」とウォール・ストリート・ジャーナル紙（二〇一〇年八月一四日付け）のインタビューに答えている。⁽³⁰⁾ 氏名の変更に関し、アメリカ合衆国で、元恋人とFacebookでシェアしていた写真が、実名と共にリベンジポルノに利用され、ネット上から削除しきれず、被害女性が二〇一二年六月に法手続きに基づき氏名を変更したという事件が報道されている。⁽³¹⁾ アメリカ合衆国でも元交際相手などが撮影した性的な映像を、嫌がらせ目的でネット上に掲載することを処罰する法の整備も進むようであるが、第三者による転載は処罰の対象とできないとされる。⁽³²⁾ 自分が思いを寄せる相手の気を引くために、自分のヌード画像を相手に送り、その画像がネット上に拡散することもある。⁽³³⁾ フランスで最初に「忘れられる権利」が認められたといわれる事例のように、検索エンジンの検索結果からの削除が認められれば、最低限の映像拡散の防止ができ、氏名の変更まで行わなくても済むであろう。リンクの削除を認めず、名前を変えろと言うことが、正義であり公益性を守ることなのであるか。

(4) 中立性 グーグルは、検索エンジンの「中立性」を主張するが、既にグーグルの中立性の信頼は失われている。それは、以下のような事例から明らかである。

(i) グーグルは二〇〇六年に中国へ進出した際に、中国政府の検閲に協力し人権サイトを検索結果から非表示とし

た。⁽³⁴⁾ 二〇一〇年に中国本土から撤退したが、二〇一五年九月の報道によると、再進出を計画し、中国本土内でユーザーのデータを保存し、中国政府の検閲要求に応じることを認めている。⁽³⁵⁾

(ii) スノーデン元NSA職員の文書によって、グーグル、マイクロソフト、フェイスブック、アップルなどのIT大手が、利用者のデータをNSAに渡していたことが明らかになった。⁽³⁶⁾

(iii) アルファベット社のエリック・シュミット現会長は、「政府、市民、IT企業がテロ集団のアカウントに対処しなければ、インターネットは間違った人々の声を増幅させる道具になってしまう」。「憎悪や嫌がらせの言葉を抽出できるような機能を作り、IS（過激派組織『イスラム国』）のようなテロリストの動画が広まる前に削除し、対テロのメッセージを広めるべきだ」と米ニューヨーク・タイムズに投稿した。⁽³⁷⁾

この点に関して言えば、一九四四年七月二〇日のヒットラー暗殺事件の実行者 Schtauffenberg は、当時テロリストとされたが今日では英雄であるし、一九〇九年一月二六日伊藤博文を暗殺した安重根も、韓国では国民的英雄である。ISやテロを決して肯定するつもりはないが、これらの情報を一方的に削除するならば中立性の放棄であろう。

3 以上の点からしても、検索結果が客観的、中立的、無責任でないことは明らかであろう。

検索エンジン事業者は、報道機関とは認められず、自認もしていない。特定電気通信役務提供者にも該当しない余地があり、検索エンジンは宣伝営業の補完財であるから、検索エンジン事業は単なる営利私企業（広告宣伝業）である。検索エンジンサイトが広告宣伝の場合なのであり、そこへ人を誘引する為の道具として検索エンジンを利用するのであるから、プライバシーを侵害し、人の名誉を毀損し、誹謗中傷する検索結果を表示することで人を誘引するといふことは条理上からしても許されないであろう。それ故、営利私企業が、営業目的の補完財、つまり検索結果の内容

に責任を負うと捉えることは可能であると考えられる。このように解すれば、民事事件として争う際にグーグルの責任について争う必要がなくなり、争点は、データ主体（削除を請求する者）の利益と公衆の利益（知る権利）の比較衡量の問題となり迅速な解決が可能となるのである。

五 削除権の法的構成

検索エンジン事業者が検索結果について削除義務を負うとして、データ主体が検索結果からの削除を求める場合、我が国のように不法行為に基づいて請求すると、源のウェブページが人格権侵害の不法行為といえない場合、検索結果リストも不法行為とはならず、削除を請求することもできない場合が生ずることになる。例えば、高額納税者公示制度⁽³⁸⁾により、氏名が記載された過去の新聞記事や関連サイトの検索結果や、事件・事故の被害者の実名報道記事や関連サイトの検索結果の削除を求めようとするれば、検索結果リストの表示について、不法行為に基づいて削除を請求することはできないであろう。また、自ら行った違法行為や不法行為の動画等をネット上に投稿した者が、被害者の為に被害の拡散を防止する目的で、公開された画像やコピーサイト等の検索結果リストの削除を請求する場合には、自招危難に対する被害者の為に行う正当防衛ないし緊急避難という複雑な理由によらなければならないことになる。さらに、近時、保護者による幼児を被写体とした動画等の投稿サイトへの投稿が増えているが、今後、幼児が成長した時に、ネット上に拡散している自らの動画等やその内容に関する検索結果リストの削除請求がなされる可能性がある。この場合に、児童虐待やチャイルドポルノの画像等は除き、保護者が行った動画等の投稿が、幼児の同意を得ていなかったことを理由として、人格権に対する不法行為と捉えることはできないであろうから、データ主体による自己情

報のコントロール⁽³⁹⁾に基づく削除権を認めなければ十分な保護ができないことになるのである。

また、検索エンジンにおける技術としてまだ一般化している技術ではないが、画像検索の方法として、生体認証技術の一つである顔認証システムを利用するものがある。⁽⁴⁰⁾これは、例えば人物Aの顔画像をキーワードとして用い、インターネット上に存在する画像の中から人物Aが写っている画像を検索し、その検索結果画像のリスト（リンク先を含む）を表示するというものである。この検索技術には、肖像権やパブリシティ権の侵害画像を発見できるというメリットがある。しかし同時に、インターネット上へ画像をアップすることが不法行為とはいえない画像が検索されることによるプライバシー侵害を引き起こす危険性が含まれている。例えば、誰であるか知らないXを撮影したYが、この検索技術を利用してXの画像をキーワードとして検索を行った場合に、XがFacebook等に実名で自分の画像を掲示していると、YはXが誰であるかを割り出すことができてしまう。また、大学の教員紹介のウェブサイトに掲示されたAの画像をキーワードとして検索を行うと、誰かが撮影し、インターネット上にアップされた画像にAが偶然背景として写っていたとしても、検索結果としてその画像やリンク先が表示されることになる。そして、個人情報紐付けられることにより、その画像が撮影されたときにAがその場所にいたということが暴露されることになるのである。

顔画像をキーワードとして本人を特定できる検索結果を表示するというのは両刃の剣であるから、人格権侵害の危険性が高いという理由で検索システムとして顔認証システム技術の利用を禁止することはできないであろう。プライバシー的な空間において撮影された画像がデータ主体の同意なしにインターネット上に公開されていた場合は、公開そのものをプライバシー侵害として捉えることができるが、例えば、公共空間や観光地で個人により撮影された画像で、

データ主体が背景として写っている場合に、直ちにプライバシー、肖像権の侵害として捉えることはできない。しかし、顔生認証技術を利用すれば、個人が撮影した画像や画像のアップされている関連ウェブサイトさえも検索結果として表示されるにもかかわらず、画像やウェブサイト、検索結果に対し不法行為に基づく削除請求が認められないのであるから、プライバシー侵害を回避するために、個人情報が含まれる検索結果リストの表示に対するデータ主体による自己情報のコントロールに基づく削除権を認めることが必要となるのである。

我が国の個人情報保護法二条三項は「個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者」と限定している。ここにいう「データベース」とは、簡単に言えば、Aという氏名のフォルダにAの情報がまとめられていて、Aという氏名で検索できるように体系的に構成したものであり、「等」とは、政令で定めるマニュアル処理情報であり、例えば病院のカルテや学校の指導要録である。このような定義では、個人情報保護法が施行された十年前とは比較にならぬほどの検索エンジンに用いる情報の集積がなされ、検索エンジンの為のソフトとハードの進化により、検索エンジンがキーワードに対する正鵠を射た検索結果を表示するにも関わらず、そのシステムを「データベース等」と解することができず、個人情報を十分に保護することができないのである。現在の検索エンジンの性能から「データベース等」の概念に検索エンジンシステムを含むと解することは十分可能であると考えるが、なお問題は残る。それは、同姓同名者の情報の混在である。例えば、同姓同名の二人が別々の犯罪を行ったにも関わらず、一人が全ての犯罪を行ったような虚像が作り出されることが起こるのである。この問題点からしても、個人情報保護法二条一項に規定される「個人情報」を扱う者に、情報に関する管理、保護責任を課すことによりはじめて個人情報保護が保護されるのであり、このような意味に個人情報取扱事業者の定義を変更し規定することにより、検索エン

ジン事業者の検索結果に対する責任を認め、データ主体による検索結果からの削除請求権を認める事により、人格権侵害に対する一定の防御が果たされることになるのである。「データ保護指令」の改正案である欧州議会の「修正案」⁽⁴¹⁾は、インターネット、デジタルデータ社会から、自身の不都合な情報ばかりでなく、自身に関するあらゆるデータ、自身に関連する検索結果データの削除を請求する権利をより広く認めるものと解せられ、削除権が拡大される方向にある。これは「インターネットから退場する権利」とも呼べる権利であろう。我が国のように人格権侵害の場合にだけ不法行為として削除請求が可能となるとすると、個人情報の保護について欧州との間には大きな格差が生ずることになる。他人に知られる必要のない情報を自らコントロールできる権利こそが個人情報の保護の原則であるべきであり、この権利には当然削除権が含まれるのである。

六 削除権を確立するための今後の方策

欧州裁判所の先行判決により、「忘れられる権利」という語が一躍脚光を浴びることとなった。この「忘れられる権利」という表現は、フランス語の “le droit à l’oubli” が英語に訳される際に、「削除」・「消去」ではなく「忘却」のプロセスが誇張されすぎた為だと言われている⁽⁴²⁾。先行判決の中でも、欧州裁判所は自身の表現として「忘れられる権利」という語は使用していない。また、欧州委員会において、「データ保護指令」に変わるものとして審議され、二〇一二年二月一日に公表された「個人データ取扱に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の規則提案」⁽⁴³⁾の中では使用されていたが、欧州議会が二〇一四年三月一二日に可決した「修正案」では、「削除権」に修正されている。

「忘れられる権利」という言葉はセンセーショナルに扱われたが、実態は「削除権」であったということになる。⁽⁴⁴⁾しかし、この言葉の話題性が、欧州裁判所の先行判決後に、グーグルやヤフーが削除基準⁽⁴⁵⁾を策定、公表し、それに従い多くの人たちが削除を請求できる方法が確立されたことに貢献した意義は大きいといえる。とはいえ、両社が示した削除基準は決して十分なものではなく、人格権侵害や削除請求を理由として裁判所の判断を求めなければならない事案は多いと思われる。一方で、グーグルの透明性レポートのサイト上に「欧州のプライバシーに基づく検索結果の削除リクエスト」という項目が設けているのは、先行判決がグーグルの特別な状況（表示された検索結果に責任を負わない）を否定し、削除申請に応ずる義務がないというグーグルの主張が否定され、グーグルに削除を申請する際は、その点を争う必要がなく、残るは、データ主体の利益と公衆の利益の比較衡量の判断ということに従わざるを得ないからである。検索エンジン事業者はグローバルスタンダードとしてこの基準（営業の利益は、人格権に優先しない。請求により原則として削除の義務を負う）に従った削除権を受け入れるべきであり、裁判による場合の削除の判断を削除請求権者の利益と公衆の知る権利との比較衡量に限定すべきである。

さらに、欧州議会が可決した「修正案」⁽⁴⁷⁾では、個人データの収集・処理に関する同意の撤回が認められ、その撤回に基づく削除権が認められ、削除権行使の機会が増えることが予想される。このような同意を重視する欧州の考え方⁽⁴⁸⁾に対し、アメリカでは「プライバシー管理がまともに行えないインターネットの世界で同意をどれだけ強調しても、それは単なる儀式にすぎない」とする批判があると言われる。⁽⁴⁹⁾しかし、アメリカでのリベンジポルノの規制では、画像をネット上に掲載する「同意」、つまり情報の処理の同意の存否を問題としなければ解決できなのは明らかであり、同意を不要とすることはできないはずである。

検索結果からリンクを削除するという権利は、源になる情報へのアクセスを不自由にするということである。これに対しグーグルは「ChillingEffects.org」というサイトにおいて、検索結果の客観性、手続きの透明性を担保するためとして、検索結果を人為的に削除した場合には、削除結果について公表している。削除処理の客観性、透明性を確保する必要性はあるものの、これではグーグル製「まとめサイト」であり、削除の実効性を失わせるものである。これでは、ロイポルトが、先行判決について、プライバシーの保護の為に最善と思われる方法を導き出した先行判決は、ストライサンド効果⁵⁰によりプライバシー保護がいかに難しいかという裁判劇になってしまったと指摘するのと同様の結果を生じかねないであろう。リンクを削除されたサイトの制作者からの理由開示請求があつた場合に開示し、反論の機会を与えるとすれば客観性と透明性を確保できると言える。

また、欧州裁判所先行判決は、一般人の利益と公衆の知る権利との比較衡量と、公的な立場にある者の利益と公衆の知る権利との比較衡量に差が生じることを認めている。一般人としての立場から検索結果からの削除を認められ削除された者が、後に公人になろうとした場合、この削除結果は取り消され元に戻されるのかという問題が生ずることになる。このような場合にこの削除結果の公表は有益であるかのように思われるが、このような場合については、公職選挙法を改正し、検索結果からの削除を認められたことがあるという事実の公表を義務づけるようにすれば解決できると考えられる。

以上のように、個人情報の保護に基づく削除権を認め、人格権と知る権利の調和が図られた検索結果の提供こそが、検索エンジン事業のあるべき姿でなければならないはずである。

- (1) 「(Media Time) ネットデマ、許す空気」 朝日新聞デジタル版 二〇一四年二月一四日。 <http://www.asahi.com/>
- (2) 「検索結果とプライバシーに関する有識者会議報告書」 Yahoo Japan 二〇一五年三月二〇日 九頁。
http://i.yimg.jp/i/docs/publicpolicy/blog/20150330/Search_results_and_privacy.pdf
- (3) 安田 浩一 「ネット私刑」 扶桑社 二〇一五年 一七五頁。
- (4) 安田 前掲(3) 一七三頁。
- (5) EU法の効果的かつ統一的な適用の観点から、時として加盟国の国内裁判所はEU法の解釈の確認、明確化の観点から欧州連合司法裁判所に照会し、欧州連合司法裁判所が、当該加盟国の国内法がEU法に適合しているかを確認し意見を下すことを先行判決（先決的判決）という。 <http://www.lu.emb-japan.go.jp/japanese/eu/justice.htm#I> 参照。
- (6) EuGH, Große Kammer Urteil vom 13. Mai 2014 – C-131/12 –, Juris <https://www.juris.de/jportal/index.jsp>
- (7) 中西 優美子 「GoogleとEUの「忘れられる権利（削除権）」(VI(2))【EU法における先決裁定手続きに関する研究(7)】『自治研究』 九〇巻九号 九七頁。
- (8) „RICHTLINIE 95/46/EG DES EUROPÄISCHEN PARLAMENTS UND DES RATES vom 24. Oktober 1995 zum Schutz natürlicher Personen bei der Verarbeitung personenbezogener Daten und zum freien Datenverkehr“, <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31995L0046&from=de>
なお、和訳は、「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」(ECOMプライバシー問題検討WG訳) 参照。
http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/intnl/Direct-1995-EU.htm
- (9) データ保護指令二条d「管理者」とは、個人データの処理の目的及び手段を決定する自然人、法人、公的機関、政府機関、又はその他の全ての団体を意味するものとする。処理の目的及び手段が国家の又はECの法律や規則によって決定される場合には、国家又はECの法律は、管理者又はその指名に対する特定の基準を規定することができる。」
- (10) 内村 國臣、小林 勝 訳「(試訳) 欧州連合基本権憲章」

七条 私的及び家庭生活の権利

何人も、自己の私的および家庭生活、住居ならびに通信の尊重に対する権利を有する。

八条 個人情報の保護

- (1) 何人も、自己に關係する個人情報の保護に対する権利を有する。
- (2) 個人情報とは、当該者の承諾に基づいて、または法律によって定められたその他の合法的基礎に基づいて、明記された目的の為に公明正大に作成されなければならない。何人も、自己に關係する収集された情報のアクセスに対する権利および情報の誤りを正す権利を有する。
- (3) この規則の遵守は独立の機関による監督を受けるものとする。
http://www.cgu.ac.jp/Portals/0/data1/cguwww/03/14_0102/047-13.pdf#search='%E6%AC%A7%E5%B7%9E%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%A8%A9%E6%86%B2%E7%AB%A0' .
- (11) 欧州連合司法裁判所法務官は、裁判所を補佐し、案件に関し、完全に公平かつ独立の立場から、理由を付した意見を公判に提出す⁹⁶。 <http://www.lu.emb-japan.go.jp/japanese/eu/justice.html#I> 参照。
- (12) Andreas Leupold, „Google und der Streisan-Effekt : Das Internet vergisst nicht“ MR-Int, 2014, 3-6, Vgl. S. 4f. 「データ保護指令二条が予定するのは、EU域内にある支社による個人情報の処理ではなく、支社によってもたらされる経済的つながりである。このような拡張解釈は、制定当時もその後のEU委員会も予定していなかったものであり広きに失する」と批判する。
- (13) Niilo Jääskinen, “SCHLUSSANTRÄGE DES GENERALANWALTS“, vom 25. Juni 2013, Rechtssache C-131/12 Google Spain SL, Google Inc. gegen Agencia Española de Protección de Datos (AEPD), Mario Costeja González. Vgl. Rn.86. <http://curia.europa.eu/juris/celex.jsf?celex=62012CC0131&lang1=de&type=TEXT&ancre=>
- (14) Andreas Leupold, a.a.O. Vgl. S.4f.
- (15) Niilo Jääskinen, a.a.O. Vgl. Rn. 108.
- (16) 「仮処分申請 グーグルに「検索結果の削除」命ず」判決ダイジェスト 参照。

個人情報保護の為の検索結果に対する削除権（水野）

<http://www.hanreisho.com/user/cgi-bin/digest/dtlview.cgi>.

- (17) 「ヤフー検索結果「削除不要」「雑誌で過去公表」証拠に」朝日新聞デジタル版 二〇一五年二月二六日。
- (18) 神田 知宏 「グーグル検索結果削除仮処分命令申立事件」『ネット社会と忘れられる権利 個人データ削除の裁判例とその法理』奥田喜道 編 現代人文社 二〇一五年 一二三頁以下 参照。
- (19) 宇賀 克也 「個人情報保護法の逐条解説」第二版 二〇〇五年 有斐閣 三五頁、園部 逸夫 「個人情報保護法の解説」改訂版 平成一七年 ぎょうせい 五三頁。
- (20) 神田 前掲 (18) 一二三頁。
- (21) 「忘れられる権利はネット社会を変えるか？」クローズアップ現代 NHK。
http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02_3219_all.html 参照。
- (22) „RICHTLINIE 2000/31/EG DES EUROPA · ISCHEN PARLAMENTS UND DES RATES vom 8. Juni 2000 über bestimmte rechtliche Aspekte der Dienste der Informationsgesellschaft, insbesondere des elektronischen Geschäftsverkehrs, im Binnenmarkt („Richtlinie über den elektronischen Geschäftsverkehr“), <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2000:178:0001:0016:DE:PDF>.
- (23) 検索エンジン事業者へのプロバイダ責任制限法の適用を認めるものとして、高田 寛「検索エンジンの社会的影響と法的問題—Googleを例に—」産業能率大学紀要 第二九巻 第一号 六三頁 参照。
- (24) 「提言」プロバイダ責任制限法検証WG 総務省 平成二三年 六六頁 参照。
- (25) 京都地裁平成二六年八月七日判決 (2014WLJPCA08076001 Westlaw Japan 参照) は、検索エンジンによる検索結果リストの表示による摘示事実は名誉毀損には当たらないし、逮捕事実に関するサイトの検索結果リストの摘示は、名誉毀損に係る不法行為の全ての要件を充足しないと判示している。また、例えば、アメリカ合衆国法典集四七編二三〇条は、「双方方向コンピュータ・サービスのいかなるプロバイダまたはユーザーも、他のコンテンツ提供者が提供する情報の出版者または代弁者としての責任を負わない」と規定している。 <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/47/230> 参照。

- (26) 2013WLJPCA12168020. West Law Japan. <https://go.westlawjapan.com/wljpa/app/signon/display>
- (27) Nicholas Carr 「ネット・バカ インターネットがわたしたちの脳にしていること」篠儀直子 訳 青土社 二〇一〇年一二二頁以下。
- (28) 「グーグルとEU、全面対決欧州委「競争法違反の疑い」」朝日新聞デジタル版 二〇一五年四月一六日。
- (29) 東京地裁棄却(平成二二年二月二二日) 2011WLJPCA1218030 West Law Japan 参照。
- (30) 「Google and Search for the Future (グーグルと未来の為の検索)」ウォール・ストリート・ジャーナル 二〇一〇年八月一四日 電子版 参照。 <http://www.wsj.com/articles/SB10001424052748704901104575423294099527212> .
- (31) 「リベンジポルノ、米で深刻化、削除しきれず氏名変更も」朝日新聞デジタル版 二〇一四年三月二〇日。
- (32) 「金もうけに悪用、リベンジポルノ募るサイト続々」朝日新聞デジタル版 二〇一四年三月二〇日。
- (33) 「世界発二〇一〇 子を追いつめる携帯 米、画像流出で自殺のケースも」朝日新聞 朝刊(二三版) 二〇一〇年一月七日 八頁。
- (34) 「グーグル、中国撤退も サイト攻撃・検閲理由に」朝日新聞デジタル版 二〇一〇年一月一三日。
- (35) 「Google、五年ぶりに中国本土復帰か、アプリストア計画」日経BP社 電子版 二〇一五年九月七日。
ITPro <http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/news/15/090702893/?rt=ncnt>
- (36) 「日本の個人情報も簡抜け「あらゆるデータがNSAに」」朝日新聞デジタル版 二〇一五年九月六日。
- (37) 「テロ、投稿削除のジレンマ ソーシャルメディアめぐり米で議論」朝日新聞デジタル版 二〇一五年一二月一三日。
- (38) 税法に基づいて、高額納税者を公示するという制度。所得税、法人税、相続税、贈与税の各法に基づく高額所得税額者が公示の対象となり、例えば、所得税法の該当者は、氏名・住所・所得額が、相続税、贈与税の該当者は、氏名・納税地・課税価格が公示されていた。この制度は、個人情報保護制度の整備により二〇〇六年に廃止された。
- (39) 水野 正 「道路周辺映像サービスの問題点―住居画像の提供を中心として―」日本法学八一巻二号 一五四頁以下、一六五頁以下 参照。

- (40) 例えは、<http://www.pictriv.com/?lang=ja> 参照。
- (41) „Legislative Entschließung des Europäischen Parlaments vom 12. März 2014 zu dem Vorschlag für eine Verordnung des Europäischen Parlaments und des Rates zum Schutz natürlicher Personen bei der Verarbeitung personenbezogener Daten und zum freien Datenverkehr (allgemeine Datenschutzverordnung) (COM (2012) 0011 - C7-0025/2012 - 2012/0011 (COD))“, <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P7-TA-2014-0212+0+DOC+XML+V0//DE>.
- (42) 宮下 紘「個人情報保護における国際的枠組みの改正動向調査」消費庁 平成二六年三月二八日四三頁。
- (43) 前掲 (41) 参照。
- (44) Leupold a.a.O. Vgl. S.5f. ロイポルトは、「レーバツハ事件判決 (BverfGE 32,202)」を引用して古くからあった削除の問題であるとしている。なお、小山 剛「放送による犯罪報道と人格権——レーバツハ事件——『ドイツの憲法判例』第二版 一九九六年 信山社 一八三頁 参照。
- (45) グーグルの削除基準では、名誉を毀損するような内容等は対象の可能性に含まれない。ヤフーの削除基準では、プライバシーに対する権利侵害が明白であり、重大で緊急性がある場合であるとする。なお、グーグルの削除基準については、<https://support.google.com/websearch/answer/2744324> ヤフーの削除基準については、「検索結果の非表示措置の申告を受けた場合のヤフー株式会社の対応方針について」<http://publicpolicy.yahoo.co.jp/2015/03/3016.html> 参照。
- (46) 欧州のプライバシーに基づく検索結果の削除リクエスト二〇一四年五月二九日～二〇一六年二月一八日、Google が削除のために評価したURLの総数：一、二七四、二五七件 Google が受け取ったリクエストの総数三八九、八〇四件であるとしている。Google 透明性レポート。 <https://www.google.com/transparencyreport/removals/europeprivacy/?hl=ja>
- (47) 「修正案」一七条一項は、「以下の理由のいずれかが当てはまるとき、データ主体は管理者からデータ主体個人に関するデータの削除と、このデータのさらなる拡散の中止、およびこの個人に関するデータの関連事項並びにすべてのコピーと複製物の削除を要求する権利を有している」と規定している。その事由として、a) 収集・処理の目的との関係でデータがもはや必要でなくなった場合、b) データ主体が、六条一項aに従った処理の根拠をなした同意を撤回する、あるいは同意を与えた

期間が終了し、データの処理の為のほかの法的根拠が欠ける場合、c) データ主体が一九条に従い異議申立権を行使した場合、c a) 連合内の裁判所又は調整機関が、データ主体のデータが削除されなければならないことに確定力のある決定をした場合、d) データが違法に処理された場合、を挙げている。なお、前掲(41) 参照。

(48) 欧州における同意に関する理論はドイツで発展した情報自己決定の概念と結びついている。水野 前掲(39) 一五四頁以下 参照。

(49) 宮下 紘 「忘れられる権利をめぐる攻防」 比較法雑誌四七巻第四号 日本比較法研究所 五二頁 参照。

(50) Andreas Leupold, a.a.O. Vgl. S.6. 先行判決以降、「Google.de」原告の名前で検索できるサイトが四〇、〇〇〇件にもなる」としている。ストライサンド効果とは、ある情報を隠蔽、除去しようと努力すると、かえってその情報を広範囲に拡散させてしまう現象をいう。